○法務省告示第二百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

法務大臣　滝　　実

第二号イの表梅田工業株式会社の項中「機械加工、金属プレス加工」を「機械加工、金属プレス加工、工場板金」に改め、同表に次のように加える。

華井プラ工業有限会社	岐阜県岐阜市黒野南二丁目百四十一番地	プラスチック成形
株式会社スギヤマ	愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西九番地の一	機械加工
株式会社産機	島根県松江市矢田町二百五十番地三十三	溶接

○法務省告示第二百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

法務大臣　滝　　実

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社サンシン	埼玉県川口市東領家四丁目十一番十一号	金属プレス加工

○法務省告示第二百六十七号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第一項の規定に基づき同法第四条第一項に規定する業務を行う者として指定した財団法人民事法務協会から、名称を変更する届出があったため、同法第三条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年七月二日

法務大臣　滝　　実

変更する名称

新名称	旧名称
一般財団法人民事法務協会	財団法人民事法務協会

○外務省告示第二百二十九号

コロンビア共和国政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を平成二十四年五月二十九日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年八月二十九日にコロンビア共和国について効力を生ずる。

（平成二十四年五月二十九日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年七月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省告示第二百二十八号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

財務大臣　安住　　淳

函館税関大船渡税関支署釜石出張所の項中「岩手県釜石市魚河岸一番二号」を「岩手県釜石市上中島町二丁目七番三六号サンパルク二階」に改める。

○財務省告示第二百二十九号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

財務大臣　安住　　淳

函館税関大船渡税関支署釜石出張所の項中「岩手県釜石市魚河岸一―二」を「岩手県釜石市上中島町二―七―三六サンパルク二階」に改める。

○国税庁告示第二十五号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）第二十条第一項の規定に基づき、酒類における有機等の表示基準（平成十二年十二月国税庁告示第七号）の一部を次のように改正したので、同法第八十六条の六第二項及び同規則第二十条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月二日

国税庁長官　三北　　力

第二項第一号に次のただし書を加える。

ただし、ハ又はホに掲げるものについては使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の、ヘに掲げるものについては使用する原材料と同一の品目の有機農畜産物加工酒類の入手が困難な場合に限る。

第二項第二号中「及び有機農畜産物加工酒類」を「、有機農畜産物加工酒類及び別表1の食品添加物のうち有機加工食品として格付けされた一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。）」に改める。

第二項第三号ハ中「（組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。）」を削り、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　ハの方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機農畜産物加工酒類を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機農畜産物加工酒類の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。

別表1の表中「タンニン」の次に「（抽出物）」を加え、「酒石酸」を「L―酒石酸」に改め、「、DL―酒石酸水素カリウム」を削り、「二酸化珪素」を「二酸化ケイ素」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2

除虫菊抽出物（共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。）　農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、ケイソウ土（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、重曹（炭酸水素ナトリウム）、二酸化炭素、カリウム石鹸（軟石鹸）（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、エタノール（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）ホウ酸（容器に入れて使用する場合に限ること。）、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、フェロモン（昆虫のフェロモン作用を有効成分とする薬剤に限ること。）、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）、カプサイシン（忌避剤として使用する場合に限ること。）、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）

（注）使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表三第七項の次に次の一項を加える。

8　パパイヤ

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四百十九号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年厚生労働省告示第八十六号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表検疫所の項中「小樽市港町五番三号」を「小樽市港町五番二号」に改め、同表都道府県労働局の項中「岡山市」の下に「北区」を、「熊本市」の下に「西区」を加え、「高千穂通二丁目一番三十三号」を「橘通東三丁目一番二十二号」に改める。